

社会福祉法人 わたつみ会 役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わたつみ会（以下「当法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬の額の決定)

第3条 当法人は、役員等に職務執行の対価として第4条の規定により、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の全理事の報酬総額の範囲は、年間1,480,000円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額の範囲は、年間220,000円以内とする。
- 4 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の支給)

第4条 非常勤の役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次の通り報酬を支給する。

- | | | |
|---------|----|---------|
| (1) 理事 | 日額 | 10,000円 |
| (2) 監事 | 日額 | 10,000円 |
| (3) 評議員 | 日額 | 10,000円 |

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬の支払いは、次の通りとする。

- 2 報酬は全額、毎月16日に起算し、翌月15日に締め切り、翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に本人指定の金融機関口座に振り込むことによって支払う。ただし、指定の口座は本人名義に限る。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(適用除外)

第7条 理事において、施設、法人本部の正職員を兼務する者には、この規程による報酬は適用しない。

(公 表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、社会福祉法人わたつみ会評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月21日より施行する。